

I 助産専門職大学院認証評価の概要

1 日本助産評価機構の沿革

日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、2006（平成18）年8月に助産実践及び教育の第三者評価に関する事業を行うことで、助産実践及び教育の質の向上と利用者の選択の利便を支援し、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、社団法人日本助産師会、全国助産師教育協議会、日本助産学会の3団体の発起により設立され、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人です。

一方、前出の3団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的な評価のあり方について調査・研究を行っており、その結果、様々な教育課程に適応できる多面的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の第三者評価が必要であるとの見解から、様々な助産教育評価に係る活動も行っていました。そうした中、2004（平成16）年に、高度な助産専門職業人を教育する助産専門職大学院が天使大学に開設され、学校教育法第69条の4の規定に基づく専門職大学院認証評価機関の成立が急がれました。そこで、本機構は、助産専門職大学院の認証評価機関となるべく組織体制づくりや評価基準の検討を重ね、2007（平成19）年12月に文部科学大臣に助産専門職大学院の認証評価機関として申請し、2008（平成20）年4月8日付けで、認証評価機関として認証されました。2008（平成20）年、第1回専門職大学院の認証評価を行いました。

2 認証評価の目的

本機構は、助産専門職大学院を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的は、日本の助産専門職大学院における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該助産専門職大学院の個性的で多様な発展に資することにあります。そのために、本機構が定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- 1) 助産専門職大学院の教育活動等の質の保証と向上を図るため、助産専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定を行います。
- 2) 当該助産専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、教育活動等について関連する大学関係者および助産職能団体役員、有識者等を加えた多面的な評価を実施し、評価結果を当該助産専門職大学院にフィードバックします。
- 3) 助産専門職大学院における人材育成について、広く国民の理解と支持を得られるよう教育活動等の状況を明らかにし、それを広く社会に示し、説明責任を果たす役割を担います。

3 認証評価の特徴

本機構が実施する助産専門職大学院認証評価には、以下のような特徴があります。

- 1) 本機構が行う専門職大学院の認証評価は、助産専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として行います。
- 2) 本機構の定める「助産専門職大学院評価基準」は、9章47の「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の44の「解釈指針」で構成され、助産専門職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定しています。
- 3) 評価方法については、専門職大学院による、本機構の定める「助産専門職大学院評価基準」に則した自己点検評価報告書に基づき、書面調査（自己点検評価報告書の分析）及び現地調査（実地調査）により実施します。
- 4) 評価結果については、助産専門職大学院評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で判断します。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていなければなりません。「適合していない」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求めます。

4 認証評価手数料

助産専門職大学院認証評価手数料は、下記のとおりです。

<評価手数料 3,500,000円（消費税込）>

また、本機構は、評価に関して評価対象専門職大学院の負担する評価手数料の詳細について、別に「助産専門職大学院認証評価手数料に関する規定」（規定参照）に定めています。

5 認証評価の組織体制

本機構の認証評価に係る組織体制は、認証評価評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する対象大学院からの異議申し立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されています。

認証評価評議会は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名（助産教育に従事する大学院教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名）により構成され、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する評価対象からの異議の採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行います。

評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度（大学及び大学院助産分野の専任教員4名程度、実務に従事する助産師3名程度、一般有識者3名程度を原則とする）および若干名の幹事により構成され、評価報告書（原案）を作成するほか、認証評価事業の実施に関する事項を決定します。

評価チームは、評価委員会が評価対象毎に選任した評価員により構成され、構成人数は原則として、3名とし、1名は大学院助産分野の専任教員とし、2名は助産師であって大学院で助産学分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見

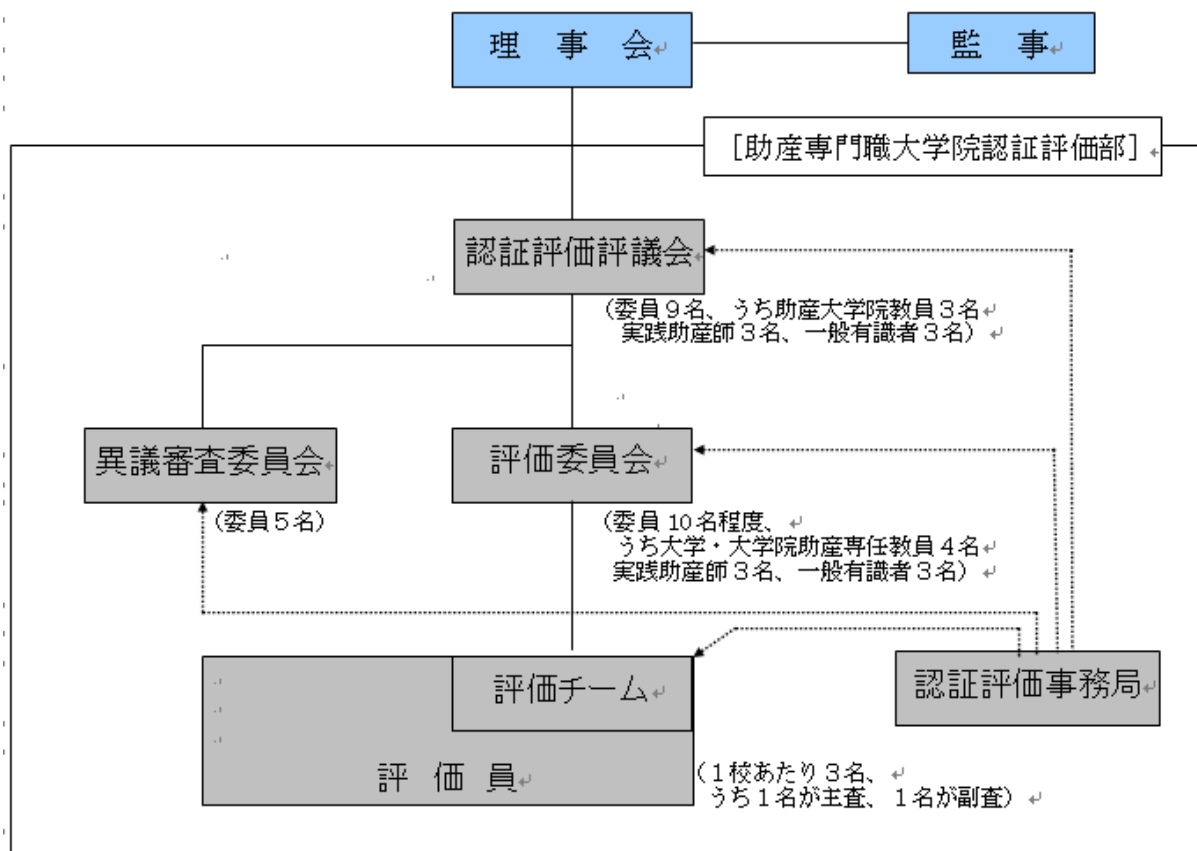
を有する者であり、その内1名は主査とし、1名を副査とします。評価チームは、評価対象専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書

(案1)にまとめ、評価対象専門職大学院に質問事項とともに送付し、その後、現地調査を実施し、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書(案2)を作成し、評価委員会に提出します。

異議審査委員会は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成され、異議審査委員のうち3名は大学院助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は当機構の副理事長および監事とします。異議審査委員会は、評価報告書(原案)に対し、評価対象から出された異議の申立がなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出します。

事務局は、理事長が任命した事務局長および所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理します。

図1 認証評価のための組織体制図



6 認証評価のプロセス

本機構の認証評価は、助産専門職大学院の開校の日から5年間以内に評価を受け、その評価の時期以後、5年以内ごとに評価を受けるものとし、概ね別紙「助産専門職大学院認証評価スケジュール（2013年）」記載のスケジュールに準じて行います。

1) 評価対象専門職大学院による自己点検評価報告書の作成

本機構の認証評価を受けようとする助産専門職大学院は、機構が要請する自己点検評価項目を中心に自己点検評価を実施し、その結果をまとめた自己点検評価報告書及び基礎データ表、添付資料を指定期日までに機構に提出します。

2) 書面審査

評価チームは、自己点検評価報告書を分析・検討し、その結果を調査報告書（案1）にまとめ、評価対象専門職大学院への質問事項と共に送付し、対象専門職大学院はそれに対する見解や質問事項への回答を機構に提出します。

3) 現地調査

原則として3名の評価員からなる評価チームが現地調査を行い、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成します。

4) 評価委員会による評価報告書（原案）の作成

評価委員会は、評価チームによる調査報告書（案2）、自己点検評価報告書、関連資料に基づき、評価を行い、これに基づき評価報告書（原案）を作成し、評価対象専門職大学院に送付して意見を求めます。意見の申立があれば、意見を検討し評価委員会として評価報告書に反映させます。

5) 認証評価結果の評価対象助産専門職大学院への通知

認証評価結果は、評価対象専門職大学院から評価報告書（原案）について異議の申立がなかったとき、もしくは、異議の申立がなされた場合、それに関する当機構が別途定める手続が終了したとき、認証評価評議会により確定します。確定した評価報告書は、評価対象専門職大学院に送付すると共に、文部科学大臣への報告及び社会に対して公表します。

6) 評価結果に対する助産専門職大学院の対応（改善報告書の作成）

評価対象専門職大学院は、「評価報告書」に「改善勧告」及び「問題点」が付されていた場合は、指定された期日までに「改善勧告」及び「問題点」についての「改善報告書」を機構に提出しなければなりません。また、評価対象助産専門職大学院は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知することになります。機構は、通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

7) 年次報告書

評価対象専門職大学院は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、機構が指定した事項についての年次報告書を機構に提出することになります（別途様式9）。

7 認証評価における評価基準と評価項目

1) 評価基準の性質および機能

①評価基準は、学校教育法第69条の3第4項に規定する大学評価基準として策定されたものです。

②評価基準は、社団法人日本助産師会の「助産師の声明」に定める助産師の理念に基づき、2010年に採択された「基本的助産業務に必須な能力」、および「ICM助産教育の世界基準」を参考にし策定されたものです。これには、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産専門職の教育活動等を評価する内容が含まれています。

③この評価基準は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）等を踏まえて、当機構が助産専門職大学院の教育活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を行う際に、助産専門職大学院に必要と考える要件および評価対象専門職大学院の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものです。

2) 評価基準の表現方法

評価基準の表現方法は、その内容により、次の2つに分類されます。

①助産専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるものの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

②助産専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」等

3) 解釈指針の表現方法

解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、および例示を規定したものであり、その内容により、次の3つに分類されます。

①助産専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるものの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

②助産専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」等

③助産専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が望ましい。」等

4) 適格認定

①適格認定は、当機構が評価の結果、助産専門職大学院が、評価基準に適合していると認められた場合に与えられます。

②評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければなりません。

③各基準を満たすためには、上記3) 解釈指針の表現方法の①及び②が満たされてい

なければなりません。

8 認定証及び認定マーク

認証評価の結果、本機構の助産専門職大学院評価基準に適合していると認定された大学には認定証が交付されます。認定機関が明記された認定マークも発行されます。この認定マークを助産専門職大学院案内やパンフレットなどの刊行物やホームページに掲載することで、常に自己点検評価に取り組んでいること、そして社会に対して助産専門職大学院の質を保証していることの象徴となることを目指しています。